

平成 29 年 12 月第 338 回 定例会（第 2 日 12 月 07 日）

[発言方式：一括]

1. ガバナンス強化について
2. 南海トラフ巨大地震・津波対策について
3. がん対策について
4. 安心な介護システムの構築について
5. 収入保険制度の周知について
6. 瀬戸内海の再生に向けた取組について
7. 地域の実情に合わせた交通バリアフリーのあり方について
8. 教員の働き方改革への取組について
  - (1)部活動業務の軽減について
  - (2) ICT の活用などによる学校業務の効率化や勤務時間の適正な管理について
9. 交通安全インフラの整備促進について

【質問者】伊藤勝正

① 最初の質問は、県組織のガバナンス強化についてであります。

県政 150 周年を明年に控え、これまでの延長線上でない大胆な政策により地域創生を着実に推進していくために、従来の県民局も含めた県組織のガバナンス、すなわち県の統治や意思決定、合意形成のシステムが現状のままで良いのかについて問題提起をし、質問をさせていただきます。

知事は、本年 7 月に 5 期目の当選を果たされました。その直後の記者会見において、地域創生の更なる推進に向けた決意を述べられ、推進していく六つの政策を紹介されました。

中でも、地域の資源を生かし兵庫ならではの地域創生を軌道に乗せていくことや、地域の魅力を高め交流を更に増やしていくこと、加えて、地方自立の基盤を作っていくことなどを掲げられており、地域の活性化や自立を意識した政策を強力に推進されていこうとするご決意の表れであるとの印象を強く持ちました。

これらの政策を推進し、人口が減少しても地域の活力や魅力が維持される兵庫を築いていくには、県組織の最前線の責任者ともいべき各県民局長・センター長が強い責任感とリーダーシップを発揮し、管内の各市町との良い緊張感のもとで連携と協働の強化を図り、五国の特色を生かし、その特色を生かした施策を推進していくことが不可欠であると考えます。

しかしながら、五国の魅力を生かした地域創生を推進するための地域の要である県民局

長・センター長は在任期間が短く、地域の良さや特色が分かり出す頃に交代をされております。

一方、県下の市町長は10年以上在職の方も少なくなく、在職平均年数は県民局長等に比べて約10倍となっております。これでは、県政推進において、県民局長等のイニシアチブが十分発揮されず、いくら県が従来とは異なる方向性を打ち出し、地域における新たな視点での政策転換を図ろうとしても困難になっているのではという懸念がございます。

そこで、これら懸念を払拭するためにも、例えば、副知事が分担して県民局運営の責任を担うなど、県の最前線組織のガバナンス強化を図るといった組織改革が必要ではないでしょうか。このような副知事の役割と責任の明確化により、県下市町との良い意味での緊張感の醸成や次世代リーダーの育成にも寄与すると考えますが、県組織のガバナンス強化について、知事のご所見をお伺いいたします。

② 次に、南海トラフ巨大地震・津波対策についてお伺いをいたします。

政府は、従来の地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応について、あり方を見直し、南海トラフ地震に関する新たな防災の仕組みを整理する予定であります。新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、定例情報に加え、大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された場合、臨時情報を発表します。

この発表を受け、政府は関係省庁災害警戒会議を開き、避難経路の確認や家具の固定などを国民に呼びかけることとしており、この運用は暫定措置として11月1日から開始されております。政府は、今後、静岡県や高知県などをモデル地区に選定し、新たな防災対応を検討するとされております。

つまり、これからは予知に基づく防災対策というより、災害が起こったとしても迅速な避難行動を可能とする避難路対策や建物の倒壊対策など、被害を最小限にとどめることを目的とした減災対策に重点が置かれることとなり、防災対策の大きな転換を意味しております。

このような国の動きがある中で、11月5日の世界津波の日関連の取組として、去る11月1日には、兵庫県は県内南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域である14市1町と共同で、南海トラフ巨大地震の発生に備え、津波浸水想定区域内における避難に特化した訓練を実施いたしました。地震や津波に限らず、近年多発する豪雨、河川氾濫、土砂災害においても迅速な避難の必要性がクローズアップをされております。

阪神・淡路大震災が発生してから20年以上がたち、改めて南海トラフ巨大地震への備えについて、防潮堤などハード対策を着実に進めると同時に、今後は減災の基本である迅速な避難と、それを可能とする建物倒壊防止や避難路の確保などの減災対策について、スピード感をもって進めることにより、避難環境を整備していくことも必要と考えます。発災しても命を守ることでできる住宅等の耐震化や住宅密集地の避難経路確保、災害時要援護者への

対応など課題は少なくありません。

また、県・市町等の行政はもちろんのこと、学校、病院や福祉施設、ライフラインや流通などの多くの企業、そして地域の住民の一人ひとりに新たな防災の考え方を正しく理解していただくことが重要と考えます。

今後、国の南海トラフ地震に関する臨時情報の発表という暫定措置も踏まえ、県として南海トラフ巨大地震・津波対策にどのように取り組んでいくのか、当局のご所見をお伺いいたします。

### ③3点目の質問は、がん対策についてであります。

我が国における死因の1位である、がんを克服するためには、国、地方公共団体、がん患者、医療従事者、事業主など、さまざまな主体が一体となってがん対策に取り組み、がん患者がどのような病態であっても、尊厳を持って安心してがん医療や支援を受けられるような仕組み、社会一丸となったがんの克服を目指す道筋を付けていくことが不可欠であります。

去る10月、政府は、がん対策の指針となる第3期がん対策推進基本計画を閣議決定いたしました。

計画では、2022年までのがん対策の方針として、予防、医療の充実、共生を三本柱に、研究や人材育成、教育などの基盤整備を進めることで、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す」と、うたっております。

具体的には、「予防」において、一次予防として、成人喫煙率の更なる低下を進めるとともに、新たに妊娠中の喫煙をなくすことといたしました。また、二次予防では、自治体が行う検診の受診率を現在の30から40%台から50%に、要検査とされた人の精密検査受診率を現在の65から85%から90%にそれぞれ引き上げることや、職場での検診支援を行うためのガイドラインを策定することも盛り込まれました。

「医療の充実」では、患者の遺伝情報に基づいたがんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関の整備も含めた、がんゲノム医療提供体制の整備を進めていくことや、思春期・若年成人のがん診療体制の検討を進めること、医師の判断任せになっている高齢患者のがん治療についても診療ガイドラインを策定することとされております。

「共生」については、がんになっても住み慣れた地域で生活できるよう緩和ケアを推進するとともに、働くがん患者への支援として、治療と仕事両立プランを策定することとされております。

計画では、都道府県においても、このような国の計画を基本としながら、平成30年度からの新たな医療計画等との調和を図るとともに、がん患者に対するがん医療の提供状況等を踏まえ、地域の特性に応じた自主的かつ主体的な施策も盛り込みつつ、なるべく早期に都道府県がん対策推進計画の見直しを行うことが望ましいとされております。

本県においても、来年度に向けた次期がん対策推進計画の策定を検討されていることと

思いますが、本県におけるがん罹患率、がん死亡率、がん検診受診率、精密検査受診率等、各種のデータに基づくさまざまな課題を踏まえ、実効性のあるものにしていく必要があります。

また、具体的ながん対策については、我が会派でも、たびたび本会議等で取り上げております。県当局もこれまで取り組んできているところではありますが、がん検診受診率の向上に向けた取組や職域におけるがん二次予防（がん検診）対策の充実強化、陽子線治療体制の整備推進、がん教育の徹底のほか、兵庫県にある優れた科学技術基盤や人材を活用した、がんゲノム医療の展開支援など、本県の強みを生かした取組を一層推進していくことが求められております。

加えて、本県における新たながん対策推進計画の実効性を一層高めるためにも、兵庫県ならではのがん対策推進条例（仮称）の制定も視野に入れて取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。

以上申し上げたことを踏まえ、がん対策について、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、当局のご所見をお伺いいたします。

④ 4点目の質問は、安心な介護システムの構築についてです。

本年2月に開催された第335回定例会での我が会派の代表質問において、今後、高齢者の安心した老後を実現するためには、在宅介護サービスとのバランスを図り、需要に応じた特別養護老人ホーム等の計画的な整備を推進するとともに、それら資源を活用した定期巡回・随時対応サービス等により、在宅の要介護高齢者の生活を24時間体制で支える必要があるという趣旨の質問をさせていただきました。

これに対して、知事は、「県内全域で定期巡回・随時対応サービスが提供されるよう、ケアマネジャーや利用者、家族への周知を図ります。また、事業参入の加速化のために、これまでの地域サポート型施設での対応だけではなく、特養や老健施設、社協、農協、民間企業など、県独自で人件費の助成を行うとともに、対象となる事業主体を拡大して参入環境を整備していきます。」という趣旨の答弁をされました。

このことを受け、県内全域で定期巡回・随時対応サービスが利用できるよう、事業者の参入促進、介護支援専門員や利用者等への一層の普及を図ることを目的として、本年度から新たに在宅介護緊急対策事業が開始されました。

この事業では、定期巡回・随時対応サービスへの参入を促進するための人件費助成や、利用者へのサービスに対する理解と認識を広げるためのリーフレット作成事業などが含まれており、今後の在宅介護の普及促進につながることを期待するものであります。

現在、県や市町の奮闘もあり、平成29年度末の定期巡回・随時対応サービスの目標である60カ所に対して、11月末現在で43カ所が整備をされております。今後も目標に向けご尽力をいただかなければならないところではありますが、地域によっては介護職員の確保の問題や利用者が広範になるため、事業参入したくても現実的に難しいところもあると推

察されます。

団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年に向け、安心な介護システムの構築を図るため、定期巡回・随時対応サービスの整備に今後どのように取り組んでいかれるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

⑤ 5 点目の質問は、収入保険制度の周知についてです。

平成 29 年 6 月、農業災害補償法の一部を改正する法律が可決され、品目や減収理由によることなく、農業収入そのものを補填する農業経営収入保険事業が創設されました。

農業経営は、自然災害や価格低下などの外的要因に収益が左右され、安定的な経営を持続させることが容易ではありません。しかし、国では、現在、農業を我が国の重要な産業と位置付け、農業所得の向上を目指して大幅な改革を進めようとしています。

その一つとして、このたび収入保険制度が創設されたのです。これまでの制度では、カバーし切れなかった農業収入を補填し、農業経営の多品目化、法人化の流れに対応することで、強く安定的な農業経営を後押しするものであります。

現行の農業災害補償制度は、自然災害による収量の減少を補填するものであり、価格低下等は対象外となっており、また、対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーできていません。

これら農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づく経営の向上に取り組む農業経営者を育成する必要があります。収入保険制度は、そのような農業経営者のセーフティーネットとして、品目の枠にとらわれず農業経営者ごとの収入全体を見て対応する制度とされたものであります。これにより、収益性の高い新規作物の生産や新たな販路開拓へのチャレンジを促すことができるものであります。

しかしながら、従来の類似制度も引き続く中で、これまで強制加入とされてきた農作物共済との違いや収入減少影響緩和対策などと、どちらが有利なのか具体的な判断を行うための情報が少な過ぎるよう感じられます。

平成 30 年 10 月から収入保険制度の受付が開始されるということであり、それまでには加入申請の準備をしなければならない状況の中で、農業を基幹産業の一つとする兵庫県においても、具体的で分かりやすい説明を例示し、地域の農業者全てに対して周知できる体制を整える必要があると考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

⑥ 6 点目の質問は、瀬戸内海の再生に向けた取組についてであります。

2 年前、瀬戸内海が持つ多面的価値及び機能を最大限に発揮させ、豊かな海にするための改正瀬戸内海環境保全特別措置法が成立し、瀬戸内海の貧栄養状態からの脱却に期待が高まりました。

豊かな海に再生していくための一つの手法である下水処理場の栄養塩管理運転拡大は、県内 20 ヶ所で実施されるに至ったものの、それだけでは実効的な栄養塩濃度とならず、以

前から水産関係者を悩ませていたノリの色落ちやイカナゴの激減等といった課題も顕著になってきております。

美しい景観の維持とともに、生物多様性の確保や持続可能な水産活動を可能とする豊かな海にとって、窒素やリンなどの栄養塩類は水生生物の生息・生育に必要な不可欠なものであり、特に陸域から供給される豊富な栄養は、海で生息する多くの生き物の食物連鎖の基礎を作る上で非常に重要な役割を担っております。

大型魚は小型魚を食べ、小型魚はイカナゴ等のさらに小型の生き物を食べています。イカナゴなどは動物プランクトンを食べ、動物プランクトンは植物プランクトンを食べます。では、植物プランクトンは何を栄養源としているのか。この栄養源こそが、窒素やリンなどの栄養塩類であります。

この栄養塩類を増やそうと、本県をはじめ明石市など幾つかの自治体では、試行的に季節別栄養塩管理運転等の取組を始めているものの、下水処理場の維持管理が業務委託されており、受託者は契約書に記載されている管理基準を超過しないよう日常管理をする必要があり、結果的に排出基準を大幅に下回った運用しかできていないのが現状であります。

県民においては、瀬戸内海の栄養塩濃度について、きれいな海のためには下水道からできるだけきれいな水を排出した方が良いという考え方があります。この状況を打開するためには、豊かな海の再生に向けた取組の拡大を進める上で誤解が多い「窒素・リンはどんどん削減すべきもの」、「プランクトンは不要なもの」といったイメージを払拭していくべきです。我々が海の公害について学校で学んだように、県民、とりわけ子供たちに豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた取組を、副読本等で分かりやすく広く周知することが重要であり、それにより県民の認識も変わっていくことと考えます。

その上で、現在、播磨灘流域別下水道整備総合計画の見直しや、県環境審議会で検討が進められている海域の栄養塩の下限値設定など、栄養塩供給を増やす具体的な取組を強力に進めていく必要があると考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

⑦7点目の質問は、地域の実情に合わせた交通バリアフリーのあり方についてです。

兵庫県では、平成4年に全国に先駆けて制定した福祉のまちづくり条例に基づき、多くの人が利用する施設や道路、公園、鉄道駅舎などについて、高齢者や障害のある人の利用に配慮した整備を進めてきました。

その後、平成18年のいわゆるバリアフリー法の制定や条例を取り巻く社会状況の変化に対応するため、平成22年には、ユニバーサル社会づくりの視点の明確化やバリアフリー整備基準の実効性の向上等を図るための条例改正を行いました。

さらに、具体的な取組などを示す福祉のまちづくり基本方針についても、平成28年7月に改定して、ユニバーサル社会づくり推進地区の整備や公共交通のバリアフリー化等を推進してきたところであります。

中でも、本県における鉄道駅舎のバリアフリー化については、国の1日の平均乗降客数が

3,000人以上の駅について、平成32年度までに整備するという方針に則って計画的に推進してきたところであり、本年度計画されている6駅の整備に続き、来年度以降、残る13駅の整備にも概ね目途がついており、国の基本方針は達成できる見込みとなっております。

しかし、これまでの整備では、国の基本方針に則った国の補助要件に該当するところを整備してきたのであり、地域の実情や駅の立地特性に応じた整備という観点からすると、駅舎のバリアフリー化の必要なところが、まだまだ多く残っていると思います。

例えば、山陽電車・林崎松江海岸駅は対面式ホームとなっており、上下ホーム両側のそれぞれの改札から直接道路に出られることから、バリアフリー化済みの取扱ではありますが、上下ホーム間の移動には階段を利用する必要があります。このため、当駅の上りホーム側にある明石市総合福祉センターへ通う高齢者や障害者の方は、下りホームを降りると、改札を出て交通量の多い県道明石高砂線へ一旦出て経由し、数百メートル先の踏切を迂回する必要があります。もし、下りホームから反対側のホームへバリアフリーで移動できれば、福祉センターへも安全に、かつ最短距離で行くことが可能となります。

さらに、観光地の駅、例えば関西屈指のビーチと直結しているJR須磨駅では、周辺住民が駅を利用する場合に必要な駅北側にはエレベーターが設置されておりますが、本年度、神戸市によって砂浜や遊歩道の整備が実施された駅南の須磨海岸側には階段しかないので、砂浜や遊歩道に向かうには、北側出口から大きく迂回していかなければならず、高齢者や障害者の方がスムーズに砂浜に行くことが困難な状況となっているケースなどがあります。

県の福祉のまちづくり基本方針では、1日の平均乗降客数が3,000人以上の駅のバリアフリー化が完了した後は、1日の平均乗降客数が3,000人未満の駅のバリアフリー化の支援を検討することとしています。もちろん、このような取組も大変重要ではありますが、このように、1日平均乗降客数が3,000人以上で既にエレベーター等が設置されている駅であっても、高齢者や障害者のご苦勞をされている現状を鑑みれば、地域の実情を踏まえたバリアフリー化を推進することが必要ではないでしょうか。単に国の整備基準を満たす駅舎のバリアフリー化の推進だけでなく、一步踏み込んで地域の実情に合わせた、より実効性を高めるバリアフリー化に関するルールづくり等の取組が必要と考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

⑧ 8点目の質問は、教員の働き方改革への取組についてであります。

今年4月に文部科学省が発表した平成28年度の教員勤務実態調査速報値によると、昨年度の中学校教諭の一週間当たりの学内総勤務時間は63時間18分で、10年前より5時間12分増えたことが分かっており、いわゆる過労死ラインに達する週20時間以上の残業をした教諭が、全体の約6割を占めております。中でも、土・日の部活動の指導時間は、10年前に比べて約2倍になっております。

また、今回の調査では、小学校、中学校とも校長をはじめ役職のあるなしにかかわらず、全ての職種で勤務時間が増えており、教員の多忙化が浮き彫りになったところでもあります。

このような教員の長時間勤務の実態を重く見た公明党は、今年5月、公明党教育改革推進本部を中心に、安倍首相に対し、教員の働き方改革を求める緊急提言と教育投資の抜本的充実に向けた提言を申し入れいたしました。

その内容ですが、月80時間超の時間外勤務をしている教員が多数に上った、先ほど申し上げた教員勤務実態調査の結果を踏まえ、教員の心身の健康が損なわれかねず、子供に向き合う時間が十分に確保できないと指摘するとともに、長時間労働是正など、教員の働き方改革の断行へ早急な対応が必要という趣旨の提言を行いました。

さらに、今年8月、中央教育審議会初等中等教育分科会においても、学校における働き方改革に係る緊急提言がなされ、校長や教育委員会は、学校において勤務時間を意識した働き方を進めることや、全ての教育関係者が学校、教職員の業務改善の取組を強く推進していくことなどを求めています。

しかしながら、学校現場の業務量はますます増える一方で、前例踏襲などの文化が根付いているため改善が進みにくいという声もありますが、教員の働き方改革を進めるための取組について、3点指摘させていただきます。

⑧-1 1点目は、部活動業務の軽減についてです。

中学校、高校において、指導や大会引率が単独でできる部活動指導員が、学校教育法施行規則の一部改正により、今年4月から配置できるようになりました。今後、外部人材を活用した部活動指導員等の配置や部活動業務の軽減に向けた取組を更に進めることで、教員の一層の負担軽減につながるのではないのでしょうか。

⑧-2 2点目は、ICTの活用などによる学校業務の効率化や勤務時間の適正な管理についてであります。

業務改善を進めていくためには、全ての教員の勤務時間を把握することが、校長や監督権者である教育委員会に求められる責務です。県下の学校における出退勤時刻の管理等にタイムカードや校務支援システムを使用するなど、ICTの導入を支援することが必要ではないのでしょうか。

3点目は、教員をサポートする専門スタッフの増員についてです。

課題を抱える学校へ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの重点配置を促進するほか、多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等を支援するスタッフの配置を促進することが、さまざまな児童生徒に対する一層の支援となるとともに、教員の負担軽減にもつながると考えます。

以上指摘した点も踏まえ、教員の働き方改革への取組について、どのように推進しているかとされているのか、当局のご所見をお伺いいたします。

⑨ 最後の質問は、交通安全インフラの整備促進についてであります。



兵庫県下における交通安全施設の老朽化は著しく、平成 28 年度末現在、信号制御機は、7,239 基のうち約 37.4%の 2,707 基が、また、信号の柱は 3万 5,670 本のうち約 15.6%の 5,549 本が、それぞれ更新基準年数を超過しており、その他の交通安全施設についても同様に厳しい現状にあります。こうした現状は全国的な課題とされておりますが、報道によれば、そうした中でも、兵庫県は信号制御機の老朽化率が全国ワーストワンにあるとされております。

また、このような状況の中、本年 9 月には、本県に上陸した台風 18 号の影響により、信号機の倒壊事案が明石市内で発生するなど、今後も施設の老朽化の進行に伴い、腐食した信号柱や標識柱が強風等により倒壊するのではないかと、また、信号が消えたり点滅に変わるなどの誤作動により重大事故を招くのではないかと、県民の間で不安が広がっているところでもあります。

県警察では、本年 3 月、交通安全施設の維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な取組を明らかにした 10 ヶ年計画交通安全施設管理計画を策定し、当初予算で措置された公共施設等適正管理事業費を活用して、交通安全施設の老朽化対策に重点を置いた取組を推進しているところであると聞いております。

信号機等の交通安全施設は、道路交通の安全と円滑化を図り、交通事故防止に大きく貢献しており、道路や橋梁等の社会基盤インフラ同様に重要な交通安全インフラであります。老朽化による倒壊事案等を防ぐためにも、更新・撤去等の必要な対策を早急に実施することが必要であると考えます。

厳しい財政状況の中、交通安全施設整備費は年々減少傾向にあり、地域住民による信号機の新設要望や、高度経済成長期以降増え続けてきた交通安全施設の老朽化対策について、その全てをカバーできていないのが現状であります。

我が会派は、去る 11 月 10 日に、知事へ平成 30 年度当初予算編成に対する申し入れを行いました。その場でも交通安全施設の整備予算の拡充を図るように申し上げてきたところでもあります。

そこで、県民の安全・安心に直結する信号機などの交通安全施設の老朽化対策を中心とする交通安全インフラの整備促進について、今後、どのように進めようとしているのか、当局のご所見をお伺いいたします。

**【答弁者】** 知事（井戸敏三）

公明党・県民会議議員団を代表しての伊藤勝正議員のご質問にお答えいたします。

まず、県組織のガバナンス強化についてのお尋ねがありました。

県民局・県民センターは、現地解決型の総合事務所として、県民に身近な第一線の県政を推進しています。併せて、管内市町と連携を密にして広域的な行政を先導する役割も担っています。地域創生の本格的な事業展開を軌道に乗せ、地域の政策課題や県民ニーズに的確に応えていくためには、その取組が大きく期待されています。

ご指摘のとおり、県民局長・県民センター長は、概ね2年の周期で異動しておりますが、継続的な施策展開や市町との連携について意を用いています。

まず、地域ごとに市町の意見を踏まえ、地域ビジョンや地域創生戦略を策定し、県民局・県民センターの将来の方向性を明らかにしています。

二つ目に、毎年度、県・市町懇話会や地域づくり懇話会などの場で、知事と市町長との情報共有を図って、事務局となっています。

三つに、重要案件については、県民局長も参加する政策会議において、情報共有、協議を行う仕組みを設けています。施策の継続性をこのように確保しています。

しかし、ご指摘がありましたように、2年で代わる弊害が生じないように今後も十分留意していく必要があると考えています。

副知事の関わり方についてのご意見もいただきました。

現行のように、健康福祉とか土木のように、部門ごとに所掌しているわけですが、ご指摘のように、地域別の担当を合わせて所掌するというものも考えられます。このことの是非を検討してみたいと思っています。

今後とも、管内市町との連携を図り、現地解決型の総合事務所としての役割が地域創生の時代だからこそ更に発揮できるように、そのあり方を検討してまいります。

続いて、新たな情報を生かす南海トラフ巨大地震・津波対策です。

今回の国の対応方針の変更は、予知ではなく地震発生の危険性が相対的に高まっているという評価をもとに、防災対応を行っていくというものであると理解しています。

本県としては、これまでから予知を前提としない南海トラフ地震に関する特別措置法に基づく防災体制の構築を進めてきました。防災・減災対策に大きな変更は生ずるものではないと考えています。

気象庁による南海トラフ地震に関連する情報が出された際には、直ちに災害警戒本部を設置いたします。住民に対しては、テレビ、ラジオや県ホームページ、防災ネット、防災行政無線など、あらゆる手段を活用して、避難場所、避難経路の確認などを呼び掛けていきます。また、平時においても本部設置訓練や津波避難訓練を通じて、情報が発表された際の対応力を高めてまいります。

既に平成27年度に南海トラフ地震・津波対策アクション・プログラムを策定しています。

ここでは、まずハード対策として、住宅や庁舎の耐震化、防潮堤の整備、沈下対策などを、そして、ソフト対策としては津波からの避難の徹底、地域の防災組織の活性化などを体系的に展開しています。今年度は、福祉避難所や企業連携消防団の取組をプログラムに盛り込むなど、更なる充実を図りました。

また、津波から確実に逃げるということを重視して取り組んでいる津波一斉避難訓練では、学校、企業などを中心に初めて平日に実施をし、昨年の約3.3万人を上回る2倍の6万人が参加していただきました。

今後とも国の動きを注視しつつ、市町や自主防災組織、消防団などの地域住民と十分に連

携し、地震・津波から県民の命を守り抜くための対策に全力を挙げていきます。

安心な介護システムの構築についてのお尋ねがありました。

定期巡回・随時対応サービスの促進については、ご指摘のとおり、在宅介護緊急対策事業として、そのサービスのケアプランへの位置付けやサービスの認知度を高めていく必要がありますので、まず、ケアマネジャーを対象とした研修の実施、二つに、利用者や家族向けのリーフレットの作成配布、また理解の促進、そして事業者の新規参入のために開設準備等のための整備費の補助に加えて、事業参入直後の安定的な事業所運営を支援するための人件費補助を行っております。事業所未設置市町を中心に介護事業者を直接訪問し、参入の要請を行うことも行って取組の強化を進めています。

これらの取組の結果、平成 29 年 12 月 1 日現在で、19 市町において 43 事業所が開設されました。さらに、10 事業所が開設に向け準備中であり、7 事業所で具体的に参入を検討している、つまり 17 事業所が検討をされているということです。

また、参入事業者の一層の拡大のため、10 月から人件費補助について利用者数に応じた額の加算を更に上積みして設定するなど、補助制度の拡充を行いました。

現在、改定作業中の第 7 期介護保険事業支援計画におきましては、定期巡回・随時対応サービスの更なる拡大を位置付けてまいります。6 期計画では、2025 年で 180 ヶ所でありましたが、7 期計画では 300 ヶ所を予定しています。

事業参入が困難な地域においては、特別養護老人ホーム併設型の促進を図りますこと、点在する訪問介護事業所との連携によるサービスの実施など、県内全域への事業参入のための施策を展開して、安心な介護システムの構築を推進してまいります。

収入保険制度の周知についてのお尋ねがありました。

本県農業の基幹産業化を図っていくためには、企業的な経営感覚を持った専門農業経営体を育成していかなければなりません。収入保険制度は、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する制度であります。品目の枠にとらわれず農業経営全体を対象にしています。専門農業経営体のセーフティネットとして大きな役割を果たすことを期待しております。

制度の周知につきましては、兵庫県農業共済組合連合会が中心となり、J A 系統組織、生産組織等を構成員とする制度普及推進協議会を設立し、県と協議会が一体となって普及推進に取り組んでいます。

農業法人協会や農業経営士会等を対象に、既に 66 回の説明会を開催するなど、経営意欲の高い経営体に向けた広報等を幅広く行っています。農業経営体は、現在既に制度化されている農業共済や野菜価格安定などの制度を選ぶのか、新しい収入保険制度に加入するのか判断する必要があります。特に、専門農業経営体では、収入全体をカバーできる収入保険制度が、より強力なリスクヘッジ対策になると期待されています。このため、経営の実情に応じた制度選択を促すこととしてまいります。

加えて、農業者の意向調査や市町等広報紙の掲載によりまして、さらに幅広い農業者への

制度の普及啓発を積極的に行ってまいります。このような取組により、意欲的な経営体による収入保険制度の活用に結び付けてまいります。

瀬戸内海の再生に向けた取組についてのお尋ねがありました。

窒素及びリンは、一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系の維持に不可欠でありますし、極端に濃度を低くする必要はなく、生物多様性や生産性の確保のためには、その適切な供給と円滑な循環による栄養塩管理が必要とされています。

栄養塩の供給としては、個別の下水道事業計画の上位計画である播磨灘流域別下水道整備総合計画において、沿岸部に立地する下水処理場からの放流水の窒素濃度を冬季に上げる季節別処理水質を全国で初めて設定することを検討しています。これにより、下水処理場の管理運転をより推進してまいります。

また、瀬戸内海環境保全県計画に基づき、工場等の排水方法の見直し等による栄養塩の偏在解消手法、例えば、排水口の向きの変更などについても調査研究しています。循環に資する取組としましては、地域団体などによる藻場、干潟等の再生・創出活動を支援しておりますし、漁業者によります海底耕うん、農業者と協働したかいぼりなども推進しております。

また、民間事業者の所有する護岸等を事業者自らが石積み護岸にするなど、環境に配慮したものにする方策や、海域の窒素・リン濃度の下限値設定についても、8月から県環境審議会で審議をいただいているものです。

一方で、施策を着実に進めていくためには、瀬戸内海の現状や取組の必要性について県民の理解を得なければなりません。このため、まずは幼児・児童を対象に海の環境学習を展開しておりますし、生物調査や水族館と連携した親子体験型イベント等を提供しています。また、来年、本県で開催する予定の瀬戸内海環境保全知事・市町会議総会に合わせてシンポジウム等を行い、幅広い世代に意識の啓発を図ります。

今後とも、県民の参画と協働を得て、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けて栄養塩管理を更に推進してまいりますので、ご理解ください。

地域の実情に合わせた交通バリアフリーのあり方についてお尋ねがありました。

県下には、無人駅も含めて383の駅があります。現在、これらのうち、乗降客数3,000人以上の222駅のバリアフリー化を進めてきており、昨年度末までに203駅が完了しました。バリアフリー法の基準では、道路から車両乗降口までの移動経路のうち、1経路が整備されればバリアフリー化済みと定義しておられます。すなわち、駅の両側に出られる場合でも、片側のみにエレベーターを設置すれば整備済みとなる取扱です。このため、事業が完了していても必ずしも利用者のニーズを完全に満たしているとは、ご指摘のように限らないケースもあります。

ご指摘の駅以外にも、利用者の多い東改札にエレベーターが未設置のJR元町駅、あるいは神戸電鉄との乗り換えに近い西改札にエレベーターが未設置の阪神新開地駅など、多数の整備要望を受けています。

こういった課題に対応するため、当面は3,000人以上の駅のバリアフリー化を急ぎます

とともに、併せて、3,000人未満駅や既にバリアフリー化済みでも課題のある駅につきまして、例えば改札ごとの乗降客数、他の交通機関との乗り換えの利便性、医療福祉施設等の立地状況など、駅舎や周辺の様況、高齢者、障害者の利用実態などを勘案して、整備の優先順位などを定める新しい整備方針を検討していきます。

その際には、地域住民の方々や地元市町の意向を踏まえることはもちろん、鉄道事業者に二つ目の経路の整備も補助対象となることを周知して、国に対しては、事業の増加に応じた十分な予算の確保を働きかけてまいります。

今後とも、ユニバーサル社会の実現に向け、鉄道駅舎を含めた公共交通のバリアフリー化を積極的に進めてまいります。

私からは、以上答弁とさせていただきます。

【答弁者】副知事（金澤和夫）

がん対策につきまして私からお答え申し上げます。

総合的ながん対策といたしましては、昭和62年にひょうご対がん戦略を策定いたしまして、それ以来、がんの予防、早期発見、医療体制の充実などを中心に取り組んでまいりました。この結果、がんの罹患率に係る割合や死亡率は、全国平均以下まで改善されました。

がん検診や精密検査の受診率につきましても年々上昇しておりますが、いまだにこちらの方は、全国平均と比べると悪い状況でございます。例えば、胃がんであれば、全国の検診受診率が40.9%に対して兵庫県は35.9%、肺がんですと、全国の46.2%に対して兵庫県は40.7%、5、6%低い状況でございます。

こうした受診率の更なる向上を図るため、健康づくりチャレンジ企業などを中心に、がん検診を受診するための休暇取得の促進や、被扶養者つまり従業員の家族ですけれども、これらへの積極的な受診勧奨などを働きかけてまいります。

さらに、最先端の治療として国内屈指の治療実績を誇ります県立粒子線医療センターに加えて、県立こども病院に隣接し小児がん患者に重点を置いた全国初の施設となります神戸陽子線センターを今月開設いたしました。

併せて、生まれつきの体質に合うように、よりの確に診断や治療方法を選択することが可能となるゲノム医療につきましても、県立がんセンターを中心に、がん拠点病院と連携した医療提供体制の構築を支援してまいります。

また、がんは医療の進歩によって、いわば長く付き合う疾患となりましたことから、がんとの共生というのも重要な課題でございます。がん患者を支える社会の構築というのを次期がん対策推進計画の新たな柱の一つとして捉えまして、治療と就労の両立支援を推進してまいります。併せて、がんに対する正しい知識の普及啓発など、がん教育の一層の充実を図ってまいります。

ご提案の条例化につきましては、がんは食生活、飲酒、喫煙などの生活習慣が要因となる割合が高い疾患でございます。そういう意味で、その他の生活習慣病とともに包括的な対策を進めることが効果的だという判断から、本県では健康づくり推進条例の中に位置付けを

いたしまして、がん対策基本法に基づく、がん対策推進計画と併せて、各施策を総合的に展開しているということでございます。

今後も、関係者や県民と協働しながら、更なるがん対策の充実強化に取り組んでまいりますので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。

**【答弁者】教育長（高井芳朗）**

私から教員の働き方改革への取組についてお答えいたします。

教員の心身の健康を守り、子供に向き合う時間を確保する上で、教員の働き方改革は喫緊の課題でございます。

これについて、3点のご指摘をいただきました。

まず、その一つ、部活動業務につきましては、学校教育法施行規則の一部改正で、大会への生徒の引率などの柔軟な運用が可能な外部の部活動指導員が制度化をされました。現在、国において今年度内を目途に、その取扱を含めたガイドラインが検討されています。今後、その動向も注視しながら外部人材の充実や効果的活用を進めていきたいと考えています。

また、生徒、教職員の健康管理の観点からも、平日は毎週1回、土・日は合計で月2回以上のノー部活デーを推奨しておりますが、これを完全実施するなど、部活動そのものの縮減に取り組んでいきたいと考えております。

それから、2点目、ICTの活用ですけれども、まず生徒の成績、出欠などを一元管理する校務支援システムが有効であります。また半数の小中学校で導入されておられません。市町教委に対して、システムの効果ですとか必要性を周知をして導入促進に努めてまいります。ただ、お金が要ることなので、なかなか簡単には進まないという実情にあります。

それから、勤務時間の把握の面につきましては、パソコンを使って勤務時間を把握する記録簿という仕組みを導入済みであります。いまだ十分に定着していないと感じられますので、その活用による勤務時間の適正管理に努めるよう指導を徹底してまいります。

それから、3点目、専門スタッフの活用の面ですが、スクールカウンセラーの全中学校配置に加えて、今年で小学校127校への配置を行っています。毎年、順次拡大しておるところです。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、教育事務所にかねてから配置している9名に加えまして、昨年度制度を創設した市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業により、平成31年度までの4ヵ年計画で全ての中学校区への配置を目指すなど、その拡充に取り組んでまいります。

今後、中教審の学校における働き方改革特別部会で議論されております国の対応を注視しながら、教職員定数の改善を強く国へ要望してまいります。その上で、今、できることは直ちにやるという基本スタンスのもと、本年作成いたしました教職員の勤務時間適正化推進プランと、その別冊として取りまとめました学校における先進的な取組の事例集、これを活用することによって、各学校の主体的な取組を促して教職員の働き方改革に努めてまい

ります。

【答弁者】警察本部長（西川直哉）

交通安全施設は、交通の安全と円滑を確保する上で重要なインフラでございますが、ご指摘いただきましたとおり、信号制御機、信号柱などの交通安全施設におきまして、かなり老朽化が進んでおります状況でございます。

このため、県警では老朽化対策を喫緊の課題と捉えておりまして、中長期的な取組の方向性を明らかにするために策定をいたしました交通安全施設管理計画に基づいて、点検結果や施設の設置されている交通環境などを踏まえて、優先順位を付して老朽化した施設の更新を計画的に推進しているところでございます。特に、信号柱、あるいは大型標識柱につきましては、ご指摘のありました明石で発生したような倒壊事故を防止するため、別枠の事業といたしまして、今年度は5億円の予算措置をいただいて、緊急交通路や塩害の影響を受けやすい地域の柱の更新作業を実施しているところでございます。

また、このたびの台風の影響によりまして被害を受けた交通安全施設については、復旧のための所要額を補正予算案に計上したところでございます。

交通安全施設の整備に当たりましては、適正な総数管理を重視しておりまして、交通環境の変化に伴って必要性が低下した施設については撤去を検討いたしますとともに、新設については、交通量、あるいは交通事故の発生状況等を調査分析した上で、真に必要性の高い箇所を選定して整備しているところでございます。

今後は、点検体制の確立、点検結果のデータベース化によるメンテナンスサイクルの構築、新技術の導入による施設の長寿命化等の諸対策を推進することによりまして、維持管理に係るトータルコストの縮減を図ってまいります。

県警察といたしましては、県民の皆様の不安を払拭するため、信号機をはじめとする全ての交通安全施設の老朽化対策を最重点としながら、新設、撤去、更新のバランスを考慮した交通安全インフラの整備を推進し、交通の安全と円滑を図っていく所存でございます。

以上でございます。

【コメント】伊藤勝正

コメントにとどめたいと思います。

先ほど自民党の小西議員からも質問ありましたが、やっぱり県民局の機能強化、私、やっぱり大事だと思いますし、そういった意味でも県組織のガバナンス強化というご質問をさせていただきました。エリアごとの副知事の担当についてもご検討をいただくといいことですが、しっかりこれもぜひ検討いただきたいし実現していただきたいと思います。

あと、瀬戸内海の再生に向けた取組については、今回、私は下水処理場の栄養塩管理運転をクローズアップをして質問させていただきましたが、これを進めようとする、やっぱり誤解がまだまだあるので、「海を汚すのか」と、これは言い過ぎかもしれませんが、そういった誤解も少なからずあるわけでありまして、そうなる、やっぱり学校現場でもという話

をさせていただきました。

そうすると、農林水産部局、それから下水処理場となると、これは国では国土交通省、県では県土整備部、それと、やっぱり学校現場でとなると教育委員会ということで、いろいろな部門がまたがりますので、かねがね言っていたように、いろんな組織横断的なチームと申しますか、そういう組織を一つ作って常時連携がとれるような体制で、しっかりこれについても取り組んでいただきたいことをお願いを申し上げます、私からの質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。